

安全衛生 あれこれ 38

増田労働衛生コンサルタント事務所
所長 増田 稔久

災害事例から学ぶ 〜記憶に残る3事案〜

事例です。

昨年、発生した労働災害や産業機械を起因とする災害を振り返り、記憶に残っている3事案(別掲)を紹介します。最初は「転倒災害」です。昨年10月に岐阜県下で起きた死亡災害で、情報元は岐阜労働局HPです。

事案は、公園の草刈り中に転倒し、胸に細い竹が刺さったのです。単に伸びている竹に危険はないのに、作業者が鋭利に切ってしまうと「竹やり」の様な危険状態を作り出してしまいます。過去に聞いたことのない

事例では、建設現場においては、転倒時などに鉄筋で串刺しになることを防ぐため、先端に黄色のキャップを施していますが、改めて草刈りも同様の危険があることを知りました。無数の竹にキャップは出来ません。同種災害の防止対策は何か？ 皆さんはどのように考えますか。

さて、厚労省では、平成28年から死傷災害で最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。ポータルサイトも設けられていますので、一度ご覧ください。

報道です。別掲2はブランコ遊びでフォーク(爪)を揺らしている内にパレットが落下し、別掲3はフォークに乗せ走行した際に転落したものです。明らかに危険なのですが、この種の災害(※)が続いています。親だけでなく社会としても守るべき幼子が亡くなることは悲しいことで、悔やまれます。強い力を持つ産業機械を子供の遊びに使うことは絶対に避けなければなりません。

しかし、何故に危険なことをしたのでしょか。「子供の喜ぶ姿を見たい、喜ぶ声を聞きたい、喜ばせたいとの親心は、時に危険の感受性をマヒさせる!」と考えておくことが重要だと思います。分かっていたはずなのに、我が子可愛さのあまり、危険が見えなくなったのでしょうか。

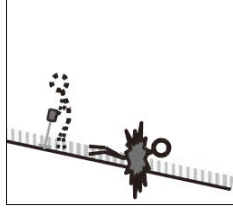
私たちは災害から身を守るために2つの武器を持っています。リスク評価とKYです。危険に対して合理的な客観性と豊かな感受性で事実と変化を見極め、子供達、作業者を守りたいです。

※令和3年1月に起きた同種の事案を本誌令和3年3月号(本稿18回)で紹介しています。当協会HPの「情報提供」(機関誌Meihokuダイジェスト)で検索し、ご覧いただくことが出来ます。

(別掲1)

1、こんな転倒災害があるのか

- 1、日時 令和4年10月
- 2、被災者 50歳代 死亡
- 3、業種 土木建設業
- 4、起因物 立木
事故の型 転倒
- 5、発生状況



公園の未共用地の維持管理業務において下刈作業を行っていた被災者が仰向けで倒れているのが発見された。搬送先の病院で肺に細い竹が刺さっていたことが確認された。作業中に転倒し刺さったと推定される。

- 6、対策(例)
細い竹は出来る限り根元から鋭利とならないように切る。厚めの生地の作業衣を着る。

(別掲2)

2、フォークリフトでブランコ

- 1、日時 令和4年8月28日17時頃
- 2、被災者 小学3年(8歳) 死亡
- 3、業種 住宅設備販売業
- 4、起因物 フォークリフト
事故の型 飛来落下
- 5、発生状況



写真はイメージ

M市の住宅兼会社の敷地内でフォークリフトで持ち上げたパレットが約3メートルの高さから落下、この家に住む女児に激突した。父親がパレットにベルトを吊るし、ブランコのように遊ばせていたという。

パレット重さは約100~150キロとみられる。

(別掲3)

3、フォークリフトから転落

- 1、日時 令和4年11月27日16時頃
- 2、被災者 小学2年(8歳) 重傷
- 3、業種 農業
- 4、起因物 フォークリフト
事故の型 転落
- 5、発生状況



写真は模型によるイメージ

N県の村道で、父親が運転していたフォークリフトのフォーク(爪)の部分に乗っていた息子が転落し、足をひかれて骨折する重傷を負った。報道によると、息子はフォークの部分に足を乗せ、立ったまま、進行方向とは反対の父親側を向いて乗っていたが、振動で転落したらしい。